

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う家きん等の輸出手続きについて

平成22年11月29日

今般、島根県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、我が国から輸出される家きん及び家きん製品について、各国の受入れに関する詳細が確認されるまで、輸出検疫証明書の発行を一時停止することとなりました。

事 務 連 絡

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日

動物検疫所企画連絡室長 殿

消費・安全局動物衛生課

国際衛生対策室長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う家きん等の輸出
手続きについて

今般、島根県で飼養されている採卵鶏において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、我が国から輸出される生きた家きん及び家きん製品については、各国の受け入れについて詳細がわかるまでの間、輸出検疫証明書の発行を一時停止することとする。なお、各国の受け入れが確認でき次第、当方より連絡するので、関係者に周知の上、的確な動物検疫対応をお願いする。